

お 知 ら せ

総合評価落札方式に係る「CPD（継続教育）」の特例措置の延長について

令和3年1月4日

目 的

本県では、総合評価落札方式の評価項目に「CPD（継続教育）の取組状況」を設定し、学習履歴証明書で規定のユニット数以上を証明することにより加点評価としています。

現在、新型コロナウイルス感染症対策に伴う講習会等の中止・延期などの影響を考慮し、令和3年3月31日までの間、学習履歴証明書の証明日に対する特例措置を設けているところです。

令和3年度においても、講習会等の中止による影響が及ぶことから、以下のとおり特例措置を延長することとしています。

特例措置の内容

学習履歴証明書の証明日について、特例的に令和2年1月1日以降のものも認めることとしており、この特例措置を延長することとします。

特例措置の適用期間

令和3年9月30日までの間に入札公告を行う工事に適用することとします。